

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

東田校区市民館運営委員会

運営委員長

松正幸

令和 7 年度豊橋市東田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市東田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市仁連木町15
名 称 東田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 林 正幸

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後10時まで
- 3 業務の範囲
指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
 - (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市東田校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置基準
 - (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
 - (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

東田 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

松葉校区市民館運営委員会

運営委員長 小林 てる子

令和7年度豊橋市松葉校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市松葉校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大橋通三丁目107

名 称 松葉校区市民館運営委員会

代表者 運営委員長 小林 てる子

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市松葉校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

松葉 校区市民館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,454,000	
計	2,454,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	120,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,454,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

津田校区市民館運営委員会

運営委員長 牧野 健一

令和7年度豊橋市津田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市津田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市横須賀町宮前10-2
名 称 津田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 牧野 健一

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市津田校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

津田 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,382,000
計	2,382,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	48,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,382,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

磯辺校区市民館運営委員会

運営委員長

山本 弘幸

令和 7 年度豊橋市磯辺校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市磯辺校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市駒形町字丸山60
名 称 磯辺校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 小林 弘幸

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市磯辺校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

磯辺 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 5 日

豊橋市教育委員会 様

大崎校区市民館運営委員会

運営委員長 印 貢 義 之

令和 7 年度豊橋市大崎校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市大崎校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大崎町字柿ノ木16
名 称 大崎校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 印賀 義之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市大崎校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

大崎 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

鷹丘校区市民館運営委員会

運営委員長 市原享吾

令和 7 年度豊橋市鷹丘校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市鷹丘校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西小鷹野三丁目7-1
名 称 鷹丘校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 市原 享吾

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市鷹丘校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

鷹丘 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

下条校区市民館運営委員会

運営委員長 鎌田 紀生

令和 7 年度豊橋市下条校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市下条校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市下条東町字西浦61-3
名称 下条校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 渡辺 紀生

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市下条校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

下条 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

多米校区市民館運営委員会

運営委員長 川 本 恭 久

令和 7 年度豊橋市多米校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市多米校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市多米中町二丁目27-1
名 称 多米校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 川本 恭久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の灾情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市多米校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

多米 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

旭校区市民館運営委員会

運営委員長 佐藤晴夫

令和7年度豊橋市旭校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市旭校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市旭町字旭535-2
名 称 旭校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 佐藤 晴夫

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市旭校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

旭 校区市民館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,454,000	
計	2,454,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	120,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,454,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

谷川校区市民館運営委員会

運営委員長 夏目 昌亮

令和 7 年度豊橋市谷川校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市谷川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市中原町字東ノ谷1-11
名 称 谷川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 夏目 昌亮

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市谷川校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

谷川 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 5 日

豊橋市教育委員会 様

花田校区市民館運営委員会

運営委員長 河邊 光司

令和7年度豊橋市花田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市花田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西羽田町247
名 称 花田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 河邊 光司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市花田校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 7 年度 収支状況予算書

花田 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

高師校区市民館運営委員会

運営委員長 岩 田 庸 宏

令和 7 年度豊橋市高師校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市高師校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市上野町字上原9-9-10
名 称 高師校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 庸宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市高師校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

高師 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 5 日

豊橋市教育委員会 様

野依校区市民館運営委員会

運営委員長 高部 宏生

令和7年度豊橋市野依校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市野依校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市野依町字諏訪149-1
名 称 野依校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 高部 宏生

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市野依校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

野依 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,370,000
計	2,370,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	36,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,370,000

令和 7 年 2 月 5 日

豊橋市教育委員会 様

植田校区市民館運営委員会

運営委員長 柳 沼 登 志 男

令和 7 年度豊橋市植田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市植田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市植田町字池下63-1
名称 植田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 柳沼 登志男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市植田校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※ 午前～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 7 年度 収支状況予算書

植田 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

牛川校区市民館運営委員会

運営委員長 岩田 博之

令和7年度豊橋市牛川校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市牛川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牛川町字中郷13-28
名 称 牛川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 博之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市牛川校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

牛川 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

西郷校区市民館運営委員会

運営委員長 野 末 正昭

令和 7 年度豊橋市西郷校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市西郷校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻平野町字中野田100-3
名称 西郷校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 野末 正昭

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市西郷校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

西郷 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 5 日

豊橋市教育委員会 様

石巻校区市民館運営委員会

運営委員長 古田 孝雄

令和7年度豊橋市石巻校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市石巻校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻町字西浦16
名称 石巻校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 古田 憲雄

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市石巻校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 7 年度 収支状況予算書

石巻 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

石巻校区市民館運営委員会

運営委員長 古田 夢雄

令和 7 年度豊橋市石巻校区市民館金田分館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市石巻校区市民館金田分館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻町字藪下1-1
名 称 石巻校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 古田 憲雄

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市石巻校区市民館金田分館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

石巻校区市民館金田分館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,430,000	
計	2,430,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	96,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,430,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

小沢校区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木 宗博

令和 7 年度豊橋市小沢校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市小沢校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市小島町字荒巻81-1
名 称 小沢校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 宗博

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市小沢校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

小沢 校区市民館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,454,000	
計	2,454,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	120,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,454,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

豊南校区市民館運営委員会

運営委員長 神 藤 義 人

令和 7 年度豊橋市豊南校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市豊南校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西赤沢町字南ノ谷99-9
名 称 豊南校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 神藤 義人

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市豊南校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

豊南 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

賀茂校区市民館運営委員会

運営委員長

安藤 智啓

令和 7 年度豊橋市賀茂校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市賀茂校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市賀茂町字宗末41-1
名 称 賀茂校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 安藤 智啓

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐市場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市賀茂校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

賀茂 校区市民館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,454,000	
計	2,454,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	120,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,454,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

芦原校区市民館運営委員会

運営委員長 加藤 博之

令和7年度豊橋市芦原校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市芦原校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市芦原町字嵩山地36-4
名 称 芦原校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 加藤 博久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市芦原校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

芦原 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

岩田校区市民館運営委員会

運営委員長 大野 純 宏

令和 7 年度豊橋市岩田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市岩田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市中岩田四丁目1-2
名称 岩田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 大野 純宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市岩田校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

岩田 校区市民館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,454,000	
計	2,454,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	120,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,454,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

豊校区市民館運営委員会

運営委員長 原田 和道

令和 7 年度豊橋市豊校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市豊校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西岩田五丁目6-2
名 称 豊校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 原田 和宣

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市豊校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

豊 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 年 7 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

大村校区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木 博

令和 7 年度豊橋市大村校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市大村校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大村町字地之神7-4
名 称 大村校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 博

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市大村校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

大村 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

幸校区市民館運営委員会

運営委員長

高橋正巳

令和 7 年度豊橋市幸校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市幸校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西幸町字笠松184-1
名 称 幸校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 高塚 正己

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市幸校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

幸 校区市民館

収入		単位：円
項目	予算額	
1. 指定管理料	2,454,000	
計	2,454,000	

支出		単位：円
項目	予算額	
1. 人件費	2,253,618	
2. 共済費	5,782	
3. 事務費	71,000	
4. 修繕費	120,000	
5. 鍵管理手数料	3,600	
計	2,454,000	

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

福岡校区市民館運営委員会

運営委員長 白井 一男

令和7年度豊橋市福岡校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市福岡校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市橋良町字東中山3-2
名 称 福岡校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 白井 一男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市福岡校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

福岡 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

栄校区市民館運営委員会

運営委員長 伊奈 史年

令和 7 年度豊橋市栄校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市栄校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市北山町字東浦46-12
名 称 栄校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 伊奈 史年

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後10時まで
- 3 業務の範囲
指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
 - (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市栄校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置基準
 - (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
 - (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

栄 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

嵩山校区市民館運営委員会

運営委員長 鳥 居 宣 行

令和 7 年度豊橋市嵩山校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市嵩山校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市嵩山町字宮下83-1
名称 嵩山校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鳥居 宣行

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市嵩山校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

嵩山 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

二川校区市民館運営委員会

運営委員長 白 井 智

令和 7 年度豊橋市二川校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市二川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市人岩町字東郷内4-8
名 称 二川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 白井 智

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市二川校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

二川 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

高根校区市民館運営委員会

運営委員長 仁岐貴樹

令和 7 年度豊橋市高根校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市高根校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西七根町字北浜辺147-1
名 称 高根校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 仁枝 貴樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後10時まで
- 3 業務の範囲
指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
 - (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市高根校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置基準
 - (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
 - (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

高根 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,370,000
計	2,370,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	36,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,370,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

老津校区市民館運営委員会

運営委員長 三浦利明

令和7年度豊橋市老津校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市老津校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市老津町字宮脇15-1
名 称 老津校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 三浦 利明

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市老津校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

老津 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

下地校区市民館運営委員会

運営委員長

菅沼 寛之

令和 7 年度豊橋市下地校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市下地校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市下地町字宮前68
名称 下地校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 菅沼 宏之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市下地校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する

令和7年度 収支状況予算書

下地 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

牟呂校区市民館運営委員会

運営委員長 杉浦修司

令和7年度豊橋市牟呂校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市牟呂校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牟呂中村町1-4
名 称 牟呂校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 杉浦 修司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市牟呂校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

牟呂 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

吉田方校区市民館運営委員会

運営委員長 山本 晴久

令和7年度豊橋市吉田方校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市吉田方校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市吉川町118
名 称 吉田方校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 山本 晴久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後10時まで
- 3 業務の範囲
指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
 - (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市吉田方校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
4. 職員の配置基準
 - (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
 - (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

吉田方 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 7 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

天伯校区市民館運営委員会

運営委員長 小川 雅澄

令和7年度豊橋市天伯校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市天伯校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市天伯町字高田山137-1
名称 天伯校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 小川 雅澄

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市天伯校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

天伯 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

大清水校区市民館運営委員会

運営委員長 川 上 直 樹

令和 7 年度豊橋市大清水校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市大清水校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市南大清水町字元町78
名 称 大清水校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 川上 直樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市大清水校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

大清水 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 28 日

豊橋市教育委員会 様

向山校区市民館運営委員会

運営委員長 高野英司

令和7年度豊橋市向山校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市向山校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市向山西町5-1
名 称 向山校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 高野 英司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市向山校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

向山 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

玉川校区市民館運営委員会

運営委員長

山口 藤 康 樹

令和 7 年度豊橋市玉川校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市玉川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻本町字野添1-1-1
名称 玉川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 加藤 泰樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 市民館内外の清掃に関すること。
- ② 市民館の防火・防災に関すること。
- ③ 市民館の駐市場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
- ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④ 市事業への協力に関すること。
- ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市玉川校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

玉川 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

細谷校区市民館運営委員会

運営委員長 朝倉健旨

令和7年度豊橋市細谷校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市細谷校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市細谷町字中ノ島54-1
名称 細谷校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 朝倉 健旨

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市細谷校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

細谷 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

飯村校区市民館運営委員会

運営委員長 伊 藤 恵 造

令和 7 年度豊橋市飯村校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市飯村校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市飯村南四丁目6-4
名 称 飯村校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 伊藤 恵造

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市飯村校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

飯村 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,370,000
計	2,370,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	36,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,370,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

富士見校区市民館運営委員会

運営委員長 徳島結城

令和7年度豊橋市富士見校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市富士見校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市富士見台二丁目1-5
名 称 富士見校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 徳島 結城

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市富士見校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 7 年度 収支状況予算書

富士見 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

中野校区市民館運営委員会

運営委員長

鈴木一史

令和7年度豊橋市中野校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市中野校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市橋良町字向山61-2
名 称 中野校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 一史

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市中野校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

中野 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

八町校区市民館運営委員会

運営委員長 吉 見 正 樹

令和7年度豊橋市八町校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市八町校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市八町通五丁目5
名 称 八町校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 吉見 正樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後10時まで
- 3 業務の範囲
指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
 - (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市八町校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置基準
 - (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
 - (2) 地域スタッフの勤務時間等
勤務：週6日（月曜日から土曜日）
※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務
休日：① 日曜日（法定休日）
② 国民の祝日及び休日
③ 休館日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

八町 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

二川南校区市民館運営委員会

運営委員長 安村 信弘

令和7年度豊橋市二川南校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市二川南校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大岩町字前荒田145-2
名 称 二川南校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 安村 信弘

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市二川南校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

二川南 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

汐田校区市民館運営委員会

運営委員長 谷 山 渡

令和7年度豊橋市汐田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市汐田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牟呂町字北汐田50-1
名 称 汐田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 谷山 渡

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市汐田校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

汐田 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,454,000
計	2,454,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	120,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,454,000

令和 7 年 7 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

松山校区市民館運営委員会

運営委員長 細田 脩

令和7年度豊橋市松山校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市松山校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西松山町42
名 称 松山校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 細田 修

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市松山校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

松山 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,442,000
計	2,442,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	108,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,442,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

つつじが丘校区市民館運営委員会

運営委員長 夏 目 智 弘

令和7年度豊橋市つつじが丘校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1). 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市つつじが丘校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市佐藤五丁目16-1
名称 つつじが丘校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 夏目 智弘

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市つつじが丘校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

つつじが丘 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,430,000
計	2,430,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	96,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,430,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

新川校区市民館運営委員会

運営委員長 金子 俊己

令和 7 年度豊橋市新川校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和7年度豊橋市新川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市前田中町8-22
名 称 新川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 金子 俊己

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休 館 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 使用の承認に関すること。

① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

② 市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 市民館内外の清掃に関すること。

② 市民館の防火・防災に関すること。

③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。

② 図書の交換・貸出業務に関すること。

③ 市及び地域との連絡調整に関すること。

④ 市事業への協力に関すること。

⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。

⑦ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市新川校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑧ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：① 日曜日（法定休日）

② 国民の祝日及び休日

③ 休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

新川 校区市民館

収入 単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	2,418,000
計	2,418,000

支出 単位：円

項目	予算額
1. 人件費	2,253,618
2. 共済費	5,782
3. 事務費	71,000
4. 修繕費	84,000
5. 鍵管理手数料	3,600
計	2,418,000

令和 7 年 2 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

前芝校区市民館運営委員会

運営委員長 中村 敬子

令和7年度豊橋市前芝校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和7年度豊橋市前芝校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市前芝町字塩見5-1
名称 前芝校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 中村 敬子

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 使用の承認に関すること。
 - ① 市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ② 市民館の利用統計に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ① 市民館内外の清掃に関すること。
 - ② 市民館の防火・防災に関すること。
 - ③ 市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④ その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
 - ① 利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
 - ② 市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。
- (4) その他
 - ① 業務に必要な地域スタッフ（豊橋市民館設置及び管理に関する条例に定める主事のことをいう。）の雇用等に関すること。
 - ② 図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③ 市及び地域との連絡調整に関すること。
 - ④ 市事業への協力に関すること。
 - ⑤ モニタリングによる業務改善に関すること。
 - ⑥ 施設使用料等の収納事務に関すること。
 - ⑦ 事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、市及び関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑧ 豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市前芝校区市民館の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑨ 個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、清掃地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフ等の勤務時間等

① 地域スタッフ

勤務：午前勤務 午前8時45分～午後0時45分
午後勤務 午後0時45分～午後4時45分
夜間勤務 午後4時45分～午後9時15分
※火曜日～日曜日

休日：休館日（月曜日は法定休日とする。）

② 清掃地域スタッフ

勤務：1日3時間45分 年間100日（有給休暇分含む）

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和7年度 収支状況予算書

前芝 校区市民館

収入

単位：円

項目	予算額
1. 指定管理料	6,220,000
計	6,220,000

支出

単位：円

項目	予算額
1. 人件費	5,751,279
2. 共済費	65,721
3. 事務費	303,000
4. 修繕費	100,000
5. 鍵管理手数料	0
計	6,220,000